

令和 6 年

第 1 回 定 例 会 議 案

北 海 道 恵 庭 市

議案第1号

恵庭市教育委員会教育長の任命の同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、恵庭市教育委員会教育長を次のとおり任命したいので同意を求める。

令和6年2月15日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

〔氏 名〕 岩 淵 隆

〔住 所〕

〔生年月日〕

根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項
定数	1人
任期	3年（ただし、補欠の教育長の任期は、前任者の残任期間とする。）
資格要件	教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
禁止事項等	<p>教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなってはならない。</p> <p>教育長は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。</p>

議案第2号

恵庭市公平委員会委員の選任の同意について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、恵庭市公平委員会委員を次のとおり選任したいので同意を求める。

令和6年2月15日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

〔氏 名〕 後 藤 美 江

〔住 所〕

〔生年月日〕

公平委員会委員の選任

退任となる委員

氏名	後藤美江	生年月日	
住所			
任期	自 令和2年4月1日 ～ 至 令和6年3月31日		
退任理由	任期満了		

選任する委員（再任）

氏名	後藤美江	生年月日	
住所			
任期	自 令和6年4月1日 ～ 至 令和10年3月31日		
最終学歴			

<公職歴>

平成20年 4月 ～ 平成26年 3月 男女共同参画審議会委員
 平成25年12月 ～ 現在 民生委員児童委員
 平成26年12月 ～ 平成28年 3月 総合計画審議会委員
 平成27年 7月 ～ 平成29年 5月 社会福祉審議会障害者福祉専門部会委員
 平成28年 4月 ～ 現在 公平委員会委員
 平成28年12月 ～ 現在 市営住宅運営委員会委員
 令和 元年 5月 ～ 令和 3年 5月 社会福祉審議会委員
 令和 元年 7月 ～ 令和 3年 5月 社会福祉審議会児童福祉専門部会委員
 令和 2年 6月 ～ 令和 4年 6月 総合計画審議会委員
 令和 2年 8月 ～ 現在 青少年表彰審査委員会委員

根拠法令	地方公務員法第9条の2第2項
委員数	3人
任期	4年
資格要件	委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。
禁止事項等	委員の選任については、そのうちの2人が、同一の政党に属する者となることとなってはならない。

議案第 3 号

恵庭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

恵庭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 6 年 2 月 1 5 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
恵庭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>第 1 条（略）</p> <p>（給与）</p> <p>第 2 条 前条の給与(以下「給与」という。)は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。) 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当</p> <p>—</p> <p>(2) 法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員(以下</p>	<p>第 1 条（略）</p> <p>（給与）</p> <p>第 2 条 前条の給与(以下「給与」という。)は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。) 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u></p> <p>(2) 法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員(以下</p>

現行	改正案
<p>「パートタイム会計年度任用職員」という。)報酬及び期末手当</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条～第8条 (略)</p> <p>第9条～第15条 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)</p> <p>第16条 給与条例第17条から第17条の3までの規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして市長が規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第17条第1項前段中「15日」とあるのは「30日」と、「5日」とあるのは「28日」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第6項第3号において同じ。))において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内の在職期間における報酬(第12条から第14条までに規定する報酬を除く。)の1か月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>「パートタイム会計年度任用職員」という。)報酬、期末手当及び勤勉手当</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条～第8条 (略)</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第8条の2 <u>給与条例第17条の4の規定は、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p>2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第17条の4の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p>第9条～第15条 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)</p> <p>第16条 給与条例第17条から第17条の3までの規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして市長が規則で定める者を除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第17条第1項前段中「15日」とあるのは「30日」と、「5日」とあるのは「28日」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第6項第3号において同じ。))において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内の在職期間における報酬(第12条から第14条までに規定する報酬を除く。)の1か月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>

現行	改正案
<p>第 17 条～第 24 条 (略)</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当) <u>第 16 条の 2 給与条例第 17 条の 4 の規定は、</u> <u>任期の定めが 6 か月以上のパートタイム会計年</u> <u>度任用職員について準用する。この場合におい</u> <u>て、同条第 3 項中「それぞれその基準日現在に</u> <u>おいて職員が受けるべき給料及び扶養手当の月</u> <u>額並びにこれらに対する地域手当の月額合計</u> <u>額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、</u> <u>又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死</u> <u>亡した日)以前 6 か月以内の在職期間における</u> <u>報酬(第 12 条から第 14 条までに規定する報酬</u> <u>を除く。)の 1 か月当たりの平均額」と読み替え</u> <u>るものとする。</u></p> <p><u>2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項におい</u> <u>て準用する給与条例第 17 条の 4 の規定による</u> <u>勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p>第 17 条～第 24 条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(恵庭市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 恵庭市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>第 1 条～第 6 条 (略)</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 職員の給与に関する条例第 17 条の 4 第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(会計年度任用職員を除く。)</p>	<p>第 1 条～第 6 条 (略)</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 職員の給与に関する条例第 17 条の 4 第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____</p>

現行	改正案
<p>のうち、基準日以前 6 月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>第 8 条～第 25 条 (略)</p>	<p>のうち、基準日以前 6 月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>第 8 条～第 25 条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

議案第4号

恵庭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

恵庭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和6年2月15日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
恵庭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第19号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条（略） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（4）（略）	第1条（略） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（4）（略） （5） <u>特定個人番号利用事務</u> <u>法第19条第8号</u>

議案第 5 号

恵庭市手数料徴収条例の一部改正について

恵庭市手数料徴収条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 6 年 2 月 1 5 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市手数料徴収条例の一部を改正する条例

第 1 条 恵庭市手数料徴収条例(平成 1 2 年条例第 1 0 号)の一部を次のように改正する。

現行					改正案				
第 1 条～第 7 条 (略)					第 1 条～第 7 条 (略)				
別表(第 2 条関係)					別表(第 2 条関係)				
種類		金額		備考	種類		金額		備考
		単位	額				単位	額	
戸籍 及び 住民 登録 関係	戸籍謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通	450円		戸籍 及び 住民 登録 関係	戸籍謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付	1通	450円	
	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁	1通	750円		除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明	1通	750円		

現行				改正案			
気ディスクをも				書の交付			
って調製された							
除かれた戸籍に							
記録されている							
事項の全部若し							
くは一部を証明							
した書面の交付							
(略)				(略)			
戸籍法(昭和22	1通	350円		戸籍法(昭和22	1通	350円	
年法律第224号)				年法律第224号)			
の規定に基づく				の規定に基づく			
届出又は申請の				届出又は申請の			
受理に関する証				受理に関する証			
明書の交付				明書の交付			
				戸籍法の規定に	1件	400円	
				基づく戸籍電子			
				証明書提供用識			
				別符号の発行			
				(情報通信技術			
				を活用した行政			
				の推進等に関す			
				る法律(平成14			
				年法律第151号)			
				第7条第1項の規			
				定により同法第			
				6条第1項に規定			
				する電子情報処			
				理組織を使用す			
				る方法(総務省			
				令で定めるもの			
				に限る。以下同			
				じ。)により戸籍			
				電子証明書提供			
				用識別符号の発			
				行を行う場合			
				(当該発行に係			
				る戸籍電子証明			

現行					改正案			
					書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)			
					戸籍法の規定に	1件	700円	
					基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証			

現行				改正案			
				交付			
				戸籍法の規定に	1件	350円	
				基づく届書その			
				他受理した書類			
				の閲覧又は届書			
				等情報の内容を			
				表示したものの			
				閲覧			
			(略)				(略)
			(略)				(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 恵庭市手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

現行				改正案			
第1条～第7条 (略)				第1条～第7条 (略)			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
種類	金額		備考	種類	金額		備考
	単位	額			単位	額	
戸籍	(略)			戸籍	(略)		
及び	住民票又は	1通	300円	及び	住民票の写	1通	300円 (多機能端
住民	戸籍の附票			住民	し交付		末(地方公共団体
登録	の写しの交			登録			情報システム機構
関係	付			関係			の電子計算機を
							経由して本市の電
							子計算機と電気
							通信回路で接続
							された通信端末機
							器をいう。以下同
							じ。)による交付の
							場合にあつては、
							100円)
				戸籍の附票	1通	300円	
				の写しの交			
				付			
			(略)				(略)
印鑑登録証	1通	300円		印鑑登録証	1通	300円 (多機能端	

現行					改正案				
	明書					明書		末による交付の場合 にあつては、 100円)	
	(略)					(略)			
税関	(略)				税関	(略)			
係	所得の証明	1件		400円	係	所得の証明	1件	400円 (多機能端 末による交付の場合 にあつては、 100円)	
	(略)					(略)			
	(略)					(略)			
建築	(略)				建築	(略)			
関係	低炭素建築物 新築等計画 認定	1戸	ア	一戸建ての住宅又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。)の住宅法律(平成24年法律第84号)次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(評価を受けた場合にあつては、5,000円) (ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 万7,000円 (イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める28省令(平成28年経済産業省・国土交通	1 都市の低炭素建築物(住宅の戸数の促進に関する)の住宅法律(平成24年法律第84号)次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(評価を受けた場合にあつては、5,000円) (ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 3手数料の額を加算した金額を徴収する。	1 都市の低炭素建築物(住宅の戸数の促進に関する)の住宅法律(平成24年法律第84号)次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(評価を受けた場合にあつては、5,000円) (ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 3手数料の額を加算した金額を徴収する。	1 都市の低炭素建築物(住宅の戸数の促進に関する)の住宅法律(平成24年法律第84号)次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(評価を受けた場合にあつては、5,000円) (ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 3手数料の額を加算した金額を徴収する。	1 都市の低炭素建築物(住宅の戸数の促進に関する)の住宅法律(平成24年法律第84号)次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(評価を受けた場合にあつては、5,000円) (ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 3手数料の額を加算した金額を徴収する。	2 共同省令(平成28年経済産業省・国土交通

現行			改正案		
		<p>省令第1号。項のイ以下「省令」(ア)及びという。)第10イ(イ)の条第2号イ(2)認定を同及びロ(2)に時に申請適合しているする場合一戸建てのは、当該イ住宅又は複(ア)の申合建築物の請に係る住宅部分に手数料に係る認定を、徴収し申請する場合ない。</p> <p>合1万7,0003 共同円 住宅等のイ 共同住宅等建築物に(共同住宅、長係るこの屋その他の一戸項のウ建ての住宅以(ア)及び外の住宅をいう(イ)のう。)の用途に供認定を同する建築物又は時に申請複合建築物(住する場合宅の戸数が1戸は、当該ウのものを除く。)(ア)の申の住宅部分の請に係る認定を申請する手数料場合(ウに掲げは、徴収する場合を除く。)ない。</p> <p>当該申請に係4 複合る1棟の建築物建築物にの共同住宅等係るこの又は複合建築項のア及物の住宅部分びエ又はについて、(ア)にイ及びエ定める金額に又はウ及(イ)に定める金びエの認額を加えた金額定を同時</p>			<p>省令第1号。項のイ以下「省令」(ア)及びという。)第10イ(イ)の条第2号イ(2)認定を同及びロ(2)に時に申請適合しているする場合一戸建てのは、当該イ住宅又は複(ア)の申合建築物の請に係る住宅部分に手数料に係る認定を、徴収し申請する場合ない。</p> <p>合1万7,0003 共同円 住宅等のイ 共同住宅等建築物に(共同住宅、長係るこの屋その他の一戸項のウ建ての住宅以(ア)及び外の住宅をいう(イ)のう。)の用途に供認定を同する建築物又は時に申請複合建築物(住する場合宅の戸数が1戸は、当該ウのものを除く。)(ア)の申の住宅部分の請に係る認定を申請する手数料場合(ウに掲げは、徴収する場合を除く。)ない。</p> <p>当該申請に係4 複合る1棟の建築物建築物にの共同住宅等係るこの又は複合建築項のア及物の住宅部分びエ又はについて、(ア)にイ及びエ定める金額に又はウ及(イ)に定める金びエの認額を加えた金額定を同時</p>

現行			改正案		
		<p>(住戸以外の部に申請する分を有さない建る場合は、築物にあって当該ア又は、(ア)に定めはイ又ははる金額) ウの申請</p> <p>(ア) 次に掲げに係る手る当該申請料は、の対象である徴収しな共同住宅等い。</p> <p>又は複合建5 法第築物の住宅54条第2部分の戸数項の規定の区分に応による申じ、それぞれ出をする次に定める場合に金額 っては、こ</p> <p>a 住宅の戸の項に規定数が2戸以定する金上5戸以下額に建築のもの 7物に関する万5,000円る確認に(評価機関係る手数料審査を受料の額をけた場合加算したにあって金額とするは、1万円)る。</p> <p>b 住宅の戸数が6戸以上10戸以下のもの10万6,000円(評価機関係審査を受けた場合にあっては、1万7,000円)</p>			<p>(住戸以外の部に申請する分を有さない建る場合は、築物にあって当該ア又は、(ア)に定めはイ又ははる金額) ウの申請</p> <p>(ア) 次に掲げに係る手る当該申請料は、の対象である徴収しな共同住宅等い。</p> <p>又は複合建5 法第築物の住宅54条第2部分の戸数項の規定の区分に応による申じ、それぞれ出をする次に定める場合に金額 っては、こ</p> <p>a 住宅の戸の項に規定数が2戸以定する金上5戸以下額に建築のもの 7物に関する万5,000円る確認に(評価機関係る手数料審査を受料の額をけた場合加算したにあって金額とするは、1万円)る。</p> <p>b 住宅の戸数が6戸以上10戸以下のもの10万6,000円(評価機関係審査を受けた場合にあっては、1万7,000円)</p>

現行				改正案			
		<p>c 住宅の戸数が11戸以上のものの14万9,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、2万9,000円)</p> <p>(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの7万5,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、1万円)</p> <p>b 床面積の合計が300</p>				<p>c 住宅の戸数が11戸以上のものの14万9,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、2万9,000円)</p> <p>(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの7万5,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、1万円)</p> <p>b 床面積の合計が300</p>	

現行				改正案			
			<p>平方メートルを超えるもの 10万6,000円(評価機関審査を受けた場合には、1万7,000円)</p> <p>ウ 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。)の用途に供する建築物又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない</p>				<p>平方メートルを超えるもの 10万6,000円(評価機関審査を受けた場合には、1万7,000円)</p> <p>ウ 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。)の用途に供する建築物又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない</p>

現行			改正案		
		<p>建築物にあっては、(ア)に定める金額)</p> <p>(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 住宅の戸数が2戸以上5戸以下のもの 3万3,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、1万円)</p> <p>b 住宅の戸数が6戸以上10戸以下のもの 4万8,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、1万7,000円)</p> <p>c 住宅の戸数が11戸</p>			<p>建築物にあっては、(ア)に定める金額)</p> <p>(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 住宅の戸数が2戸以上5戸以下のもの 3万3,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、1万円)</p> <p>b 住宅の戸数が6戸以上10戸以下のもの 4万8,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、1万7,000円)</p> <p>c 住宅の戸数が11戸</p>

現行				改正案			
			<p>以上のもの6万9,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、2万9,000円)</p> <p>(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの3万3,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、1万円)</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超</p>				<p>以上のもの6万9,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、2万9,000円)</p> <p>(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの3万3,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、1万円)</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超</p>

現行				改正案			
			<p>えるもの 4万8,000 円(評価機 関審査を 受けた場 合にあっ ては、1万 7,000円)</p> <p>エ 住宅以外の 用途に供する建 築物又は複合 建築物の非住 宅部分の認定 を申請する場合 次に掲げる 場合の区分に 応じ、それぞれ 次に定める金 額</p> <p>(ア) (イ)に掲 げる場合以 外の場合 次に掲げる 当該申請に 係る1棟の建 築物又は複 合建築物の 非住宅部分 の床面積の 合計の区分 に応じ、それ ぞれ次に定 める金額</p> <p>a 床面積の 合計が300 平方メー トル以下</p>				<p>えるもの 4万8,000 円(評価機 関審査を 受けた場 合にあっ ては、1万 7,000円)</p> <p>エ 住宅以外の 用途に供する建 築物又は複合 建築物の非住 宅部分の認定 を申請する場合 次に掲げる 場合の区分に 応じ、それぞれ 次に定める金 額</p> <p>(ア) (イ)に掲 げる場合以 外の場合 次に掲げる 当該申請に 係る1棟の建 築物又は複 合建築物の 非住宅部分 の床面積の 合計の区分 に応じ、それ ぞれ次に定 める金額</p> <p>a 床面積の 合計が300 平方メー トル以下</p>

現行				改正案			
			<p>のもの 24万9,000 円(建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上に関す る法律 (平成27年 法律第53 号)第15条 第1項に規 定する登 録建築物 エネルギ ー消費性 能判定機 関による 技術審査 (以下「判 定機関審 査」とい う。)を受け た場合に あつては、 1万円)</p> <p>b 床面積の 合計が300 平方メー トルを超 えるもの 40万3,000 円(判定機 関審査を 受けた場 合にあつ ては、2万</p>				<p>のもの 24万9,000 円(建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上等に関 する法律 (平成27年 法律第53 号)第15条 第1項に規 定する登 録建築物 エネルギ ー消費性 能判定機 関による 技術審査 (以下「判 定機関審 査」とい う。)を受け た場合に あつては、 1万円)</p> <p>b 床面積の 合計が300 平方メー トルを超 えるもの 40万3,000 円(判定機 関審査を 受けた場 合にあつ ては、2万</p>

現行				改正案			
		9,000円)				9,000円)	
		(イ) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法(建物の用途ごとに建物の形状、室の用途の構成等を仮定したモデルとなる建築物に対して、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建物についてエネルギーの使用の効率性その他の性能を計算する方法をいう。)で計算して認定を申請する場合				(イ) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法(建物の用途ごとに建物の形状、室の用途の構成等を仮定したモデルとなる建築物に対して、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建物についてエネルギーの使用の効率性その他の性能を計算する方法をいう。)で計算して認定を申請する場合	
		次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物				次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物	

現行					改正案							
			の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 8万6,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、1万円) b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 14万5,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、2万9,000円)					の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 8万6,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、1万円) b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 14万5,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、2万9,000円)				
(略)					(略)							
(略)					(略)							
(略)					(略)							
消防	(略)				消防	(略)						
関係	(略)				関係	(略)						
	防	(略)					防	(略)				
	法	貯	(略)			法	貯	(略)				
	第	蔵	浮き屋根	危険	1	118万円		蔵	浮き屋根	危険	1	145万円
	11	所	式特定屋物の	物の	件			所	式特定屋物の	物の	件	
		外タンク	貯蔵					外タンク	貯蔵			

現行					改正案					
条 第1 項 前 段 の 規 定 に 基 づ く 設 置 の 許 可 の 申 請 に 対 す る 審 査	貯蔵所及び び浮き蓋 付特定屋 外タンク 貯蔵所	最大 数量 が	1,000			貯蔵所及び び浮き蓋 付特定屋 外タンク 貯蔵所	最大 数量 が	1,000		
		キロ リッ トル 以上 5,000					キロ リッ トル 以上 5,000			
		キロ リッ トル 未満 のも の					キロ リッ トル 未満 のも の			
		危険 物の 貯蔵 最大 数量 が	1 件	<u>141万円</u>			危険 物の 貯蔵 最大 数量 が	1 件	<u>172万円</u>	
		5,000 キロ リッ トル 以上1 万キ ロリ ット ル未 満の もの					5,000 キロ リッ トル 以上1 万キ ロリ ット ル未 満の もの			
		危険 物の 貯蔵 最大 数量	1 件	<u>159万円</u>			危険 物の 貯蔵 最大 数量	1 件	<u>192万円</u>	

現行				改正案			
			が1万 キロ リッ トル 以上5 万キ ロリ ット ル未 満の もの				が1万 キロ リッ トル 以上5 万キ ロリ ット ル未 満の もの
		1 件	<u>195万円</u>			1 件	<u>236万円</u>
			危険 物の 貯蔵 最大 数量 が5万 キロ リッ トル 以上 10万 キロ リッ トル 未満 のも の				危険 物の 貯蔵 最大 数量 が5万 キロ リッ トル 以上 10万 キロ リッ トル 未満 のも の
		1 件	<u>227万円</u>			1 件	<u>274万円</u>
			危険 物の 貯蔵 最大 数量 が10 万キ ロリ ット				危険 物の 貯蔵 最大 数量 が10 万キ ロリ ット

現行				改正案			
		ロリ ット ル未 満の もの				ロリ ット ル未 満の もの	
		危険 物の 貯蔵 最大 数量 が40 万キ ロリ ット ル以 上の もの	1 件	<u>707万円</u>		危険 物の 貯蔵 最大 数量 が40 万キ ロリ ット ル以 上の もの	1 件
		(略)				(略)	
		(略)				(略)	
		(略)				(略)	
		(略)				(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は令和6年3月1日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の恵庭市手数料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 6 号

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 6 年 2 月 1 5 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 6 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

現行			改正案		
第1条～第18条（略）			第1条～第18条（略）		
（処理計画作成の指示）			（処理計画作成の指示）		
第 18 条の 2 市長は、必要と認めるときは_____、多量の廃棄物を排出する事業者に対し、その廃棄物の減量及び処理に関する計画書を作成し、提出するよう指示することができる。			第 18 条の 2 市長は、必要と認めるときは、 <u>規則で定めるところにより</u> 、多量の廃棄物を排出する事業者に対し、その廃棄物の減量及び処理に関する計画書を作成し、提出するよう指示することができる。		
第 18 条の 3～第 34 条（略）			第 18 条の 3～第 34 条（略）		
別表 1(第 26 条関係)			別表 1(第 26 条関係)		
手数料の 種類	取扱区分	金額	手数料の 種類	取扱区分	金額

現行				改正案			
家庭廃棄物処理手数料	(略)			家庭廃棄物処理手数料	(略)		
	ごみ焼却施設への直接搬入	家庭廃棄物のうち、ごみ焼却施設で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき <u>128円</u>		ごみ焼却施設への直接搬入	家庭廃棄物のうち、ごみ焼却施設で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき <u>140円</u>
事業系一般廃棄物処分手数料	(略)			事業系一般廃棄物処分手数料	(略)		
	ごみ焼却施設への直接搬入	事業系一般廃棄物のうち、ごみ焼却施設で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき <u>217円</u>		ごみ焼却施設への直接搬入	事業系一般廃棄物のうち、ごみ焼却施設で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき <u>240円</u>
事業系一般廃棄物処分手数料	(略)			事業系一般廃棄物処分手数料	(略)		
	ごみ焼却施設への直接搬入	事業系一般廃棄物のうち、ごみ焼却施設で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき <u>343円</u>		ごみ焼却施設への直接搬入	事業系一般廃棄物のうち、ごみ焼却施設で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき <u>380円</u>
事業系一般廃棄物処分手数料	(略)			事業系一般廃棄物処分手数料	(略)		
	生ごみ処理場への直接搬入	事業系一般廃棄物のうち、生ごみ処理場で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき <u>93円</u>		生ごみ処理場への直接搬入	事業系一般廃棄物のうち、生ごみ処理場で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき <u>110円</u>
事業系一般廃棄物処分手数料	(略)			事業系一般廃棄物処分手数料	(略)		
	リサイクル	事業系一般廃棄物	10キログラム		リサイクル	事業系一般廃棄物	10キログラム

現行			改正案				
	クルセ ンター への直 接搬入 ごみ	棄物のうち、リサイクルセ ンターで処理 するごみを直 接搬入したも のを処分する とき。	につき114円		クルセ ンター への直 接搬入 ごみ	棄物のうち、リサイクルセ ンターで処理 するごみを直 接搬入したも のを処分する とき。	につき120円
し尿処理 手数料			10リットルに つき50円	し尿処理 手数料			10リットルに つき65円
備考			備考			<u>処理した量が 10 キログラム未満のときは、10 キログラムとみなして計算する。</u> <u>は、10 キログラムとみなして計算する。</u>	
1 処理した量が 10 キログラム未満のときは、10 キログラムとみなして計算する。 2 仮設トイレに係るし尿処理手数料については、収集場所 1 回につき 880 円を加算する。							
別表 2(第 28 条関係)			別表 2(第 28 条関係)				
手数料の 種類	取扱区分	金額	手数料の 種類	取扱区分	金額		
産業廃棄 物処分手 数料	(略)	10キログラム につき509円	産業廃棄 物処分手 数料	(略)	10キログラム につき510円		
第19条に規定する産業廃棄物のうち、ごみを処理場で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。			第19条に規定する産業廃棄物のうち、ごみを処理場で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。				
備考 (略)			備考 (略)				
別表 3 (略)			別表 3 (略)				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に処分する家庭廃棄物、事業系一般廃棄物

及び産業廃棄物並びに施行日以後に処理するし尿の手数料から適用し、施行日前に処分する家庭廃棄物、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物並びに施行日前に処理するし尿の手数料については、なお従前の例による。

議案第7号

恵庭市ケアラー支援条例の制定について

恵庭市ケアラー支援条例を次のとおり制定することについて議決を求める。

令和6年2月15日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市ケアラー支援条例

(目的)

第1条 この条例は、社会全体でケアラーを支援するための基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーとそのまわりの全ての人が自分らしく、いきいきと安心して生活できる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ケアラー 市民等のうち、高齢、身体上若しくは精神上の障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助を提供する者をいう。
- (2) ヤングケアラー ケアラーのうち、18歳未満の者をいう。
- (3) 若者ケアラー ケアラーのうち、18歳からおおむね30歳代のものをいう。
- (4) 市民等 市内に住所又は居所を有する者、市内に存する事務所又は事務所に勤務する者及び市内に存する学校に在学する者をいう。

(5) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人をいう。

(6) 関係機関 介護、障がい者及び障がい児の支援、医療、教育又は児童の福祉等に関する業務を行い、当該業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある機関をいう。

(基本理念)

第3条 ケアラーの支援は、全てのケアラーとそのまわりの全ての人自分らしく、いきいきと安心して生活ができるよう、市、市民等、事業者、関係機関等が、互いに連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行わなければならない。

2 ヤングケアラーに対する支援は、子どもがその発達段階に応じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、人間としての基本的な資質を養うことの重要性に鑑み、適切な養育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行わなければならない。

3 若者ケアラーに対する支援は、若者ケアラーが持つ未来社会を切り拓くための資質・能力を存分に活かす環境づくりを後押しし、若者ケアラーが自立し、及び活躍することができる機会が確保され、かつ、その自立が図られるように行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、介護、障がい者及び障がい児の支援並びに医療、教育又は児童の福祉に関する制度並びにその他ケアラー支援に関わる制度を勘案し、ケアラー支援に関する施策を総合的に実施するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念に基づき、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラーが孤立することのないように十分配慮するとともに、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、雇用する従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、従業

員がケアラーであると認められるときは、当該従業員の意向を尊重しつつ、勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は基本理念に基づき、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、市が実施するケアラー支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態及びその置かれている生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

3 関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、適切な他の関係機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第8条 関係機関のうち、学校その他の教育に関する業務を行うもの(以下「学校等」という。)は、日常的にヤングケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者がヤングケアラーであると認められるときは、当該ヤングケアラーの意向を尊重しつつ、ヤングケアラーの教育の機会の確保に係る状況及び健康状況並びにその置かれている生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

2 学校等は、支援を必要とするヤングケアラーからの教育又は福祉に関する相談に応じるとともに、ヤングケアラーに対し、情報の提供、適切な他の関係機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うように努めるものとする。

(ケアラー支援に関する推進計画)

第9条 市は、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、ケアラー支援推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 推進計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) ケアラー支援に関する基本方針
- (2) ケアラー支援に関する具体的施策

- (3) 前2号に掲げるもののほか、ケアラー支援に関する施策を推進するために必要な事項
(普及啓発の促進)

第10条 市は、広報活動及び啓発活動を通じて、市民等、事業者、関係機関等、社会全体としてケアラーが置かれている状況及びケアラー支援等に関する知識を深め、社会全体としてケアラー支援が推進されるよう必要な施策を講じるものとする。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 8 号

恵庭市国民健康保険税条例の一部改正について

恵庭市国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 6 年 2 月 1 5 日 提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

恵庭市国民健康保険税条例（昭和 5 1 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条（略） （課税額） 第 2 条（略） 2（略） 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>20 万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>20 万円</u> とする。 4（略） 第 3 条～第 20 条（略） （国民健康保険税の減額）	第 1 条（略） （課税額） 第 2 条（略） 2（略） 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>22 万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>22 万円</u> とする。 4（略） 第 3 条～第 20 条（略） （国民健康保険税の減額）

現行	改正案
<p>第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>20 万円</u>を超える場合には、<u>20 万円</u>)並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円)の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第 21 条の 2～第 26 条 (略)</p>	<p>第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>22 万円</u>を超える場合には、<u>22 万円</u>)並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円)の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第 21 条の 2～第 26 条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の恵庭市国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第9号

恵庭市子ども発達支援センター条例の一部改正について

恵庭市子ども発達支援センター条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求めらる。

令和6年2月15日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例

恵庭市子ども発達支援センター条例（平成14年条例第34号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条・第2条（略） （事業） 第3条 発達支援センターは、次に掲げる事業を行う。 （1） 児童福祉法(昭和22年法律164号。以下「法」という。)第6条の2の2第1項の障害児通所支援事業(医療型児童発達支援に係るものを除く。) （2） <u>法第6条の2の2第7項</u> の障害児相談支援事業 （3）・（4）（略） 第4条～第7条（略）	第1条・第2条（略） （事業） 第3条 発達支援センターは、次に掲げる事業を行う。 （1） 児童福祉法(昭和22年法律164号。以下「法」という。)第6条の2の2第1項の障害児通所支援事業_____ _____ （2） <u>法第6条の2の2第6項</u> の障害児相談支援事業 （3）・（4）（略） 第4条～第7条（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 10 号

恵庭市公営企業の設置等に関する条例の一部改正について

恵庭市公営企業の設置等に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を
求める。

令和 6 年 2 月 15 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市公営企業の設置等に関する条例（昭和 42 年条例第 14 号）の一部を次のように
改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 5 条（略） （議会の同意又は議決を要する賠償責任） 第 6 条 法第 34 条において準用する地方自治法 （昭和 22 年法律第 67 号） <u>第 243 条の 2 の 2 第</u> <u>8 項</u> の規定に基づき、公営企業の業務に従事す る職員の賠償責任の免除については、議会の同 意を得なければならない。 2（略） 第 7 条（略）	第 1 条～第 5 条（略） （議会の同意又は議決を要する賠償責任） 第 6 条 法第 34 条において準用する地方自治法 （昭和 22 年法律第 67 号） <u>第 243 条の 2 の 8 第</u> <u>8 項</u> の規定に基づき、公営企業の業務に従事す る職員の賠償責任の免除については、議会の同 意を得なければならない。 2（略） 第 7 条（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 11 号

恵庭市水道事業給水条例の一部改正について

恵庭市水道事業給水条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 6 年 2 月 15 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市水道事業給水条例の一部を改正する条例

恵庭市水道事業給水条例（平成 10 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 4 条（略） （給水装置の新設等の申込み） 第 5 条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 2（略） 第 6 条（略） （工事の施行） 第 7 条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者(以下「指定	第 1 条～第 4 条（略） （給水装置の新設等の申込み） 第 5 条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)第 16 条の 2 第 3 項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 2（略） 第 6 条（略） （工事の施行） 第 7 条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者(以下「指定

現行	改正案
<p>給水装置工事事業者」という。)が施行する____ _____。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第 8 条～第 34 条 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第 35 条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>第 36 条～第 38 条 (略)</p> <p>(過料)</p> <p>第 39 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5 万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第 5 条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第 40 条～第 44 条 (略)</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第 45 条 法第 19 条第 3 項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>給水装置工事事業者」という。)が施行することとし、指定給水装置工事事業者について必要な事項は別に定める。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第 8 条～第 34 条 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第 35 条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>第 36 条～第 38 条 (略)</p> <p>(過料)</p> <p>第 39 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5 万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第 5 条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第 16 条の 2 第 3 項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第 40 条～第 44 条 (略)</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第 45 条 法第 19 条第 3 項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>

現行	改正案
<p>(6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p> <p>第46条 (略)</p>	<p>(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p> <p>第46条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第12号

公の施設の指定管理者の指定について（恵庭市駐車場・恵庭市自転車等駐車場）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて議決を求める。

令和6年2月15日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

1 施設の名称、位置及び指定する指定管理者

恵庭市駐車場

名称	位置	指定管理者
恵庭駅東口駐車場	恵庭市黄金中央2丁目1001番	札幌市東区北42条東17 丁目6番12号
恵庭駅西口駐車場	恵庭市相生町1丁目602番	
恵み野駅東口駐車場	恵庭市恵み野西1丁目2番3、西島 松440番3	大和リース株式会社北海道 支店 支店長 稲垣仁志
島松駅横駐車場	恵庭市島松仲町1丁目557番9	
恵み野跨線橋高架下東 駐車場	恵庭市中島町6丁目18番26、1 8番29	
恵み野跨線橋高架下西 駐車場	恵庭市柏陽町1丁目1番5、2番 5	

恵庭市自転車等駐車場

名称	位置	指定管理者
恵庭駅西口屋内自転車 駐車場	恵庭市相生町1丁目605番1	同上
恵庭駅西口高架下自転 車等駐車場	恵庭市相生町3丁目500番外	
恵庭駅東口自転車駐 車場	恵庭市黄金中央1丁目1020番 外	
恵み野駅西口自転車駐 車場	恵庭市恵み野里美1丁目749番 11外	
恵み野駅東口自転車駐 車場	恵庭市恵み野西1丁目1番1の内 外	
島松駅自転車駐車場	恵庭市島松仲町1丁目557番8	
島松駅西口自転車駐 車場	恵庭市島松寿町1丁目3番7	
サッポロビール庭園駅 東口自転車駐車場	恵庭市戸磯435番25	
サッポロビール庭園駅 西口自転車駐車場	恵庭市戸磯541番3	

2 指定期間

令和6年7月1日から令和16年6月30日まで

議案第13号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第10号)
第3条の規定により、財産を次のとおり取得することについて議決を求める。

令和6年2月15日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

- 1 物件の表示 恵庭市内小学校管理用備品
- 2 契約金額 26,598,000円
- 3 契約の相手方 恵庭市白樺町1丁目2番5号
株式会社ホクト商会
代表取締役 清水久雄
- 4 取得の目的 市内小学校における夏季の暑さ対策・熱中症対策のための備品整備
- 5 契約の方法 8者による指名競争入札

指名競争入札参加業者一覧

株式会社カミノ恵庭支店

株式会社報業社恵庭店

株式会社ホクト商会

野村家電販売株式会社

トーエイ株式会社

日栄電機株式会社

たけやま書店

株式会社北海教材社恵庭営業所

以上 8者

恵庭市内小学校管理用備品の内訳

No.	品名（形式）	数量
1	簡易型クーラー	128台

議案第14号

令和5年度恵庭市一般会計補正予算（第8号）

令和5年度恵庭市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,852,760千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,239,944千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第二表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第三表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第四表 地方債補正」による。

令和6年2月15日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正

千円

歳入	歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国	庫 支 出 金	金	庫 庫 負 担 金	6,814,961	520,409	7,335,370
			庫 庫 補 助 金	4,260,786	80,770	4,341,556
17. 道	支 出 金	金	負 担 助 金	2,975,533	43,928	3,019,461
			補 助 金	1,776,233	34,814	1,811,047
19. 寄	附 金	金	附 金	1,046,911	9,114	1,056,025
			寄 附 金	1,261,490	883,083	2,144,573
20. 繰	入 金	金	繰 入 金	1,261,490	883,083	2,144,573
			繰 入 金	3,263,253	91,340	3,354,593
23. 市	債 債	債	債 債	3,263,253	91,340	3,354,593
			債 債	1,178,073	314,000	1,492,073
			債 債	1,178,073	314,000	1,492,073
			合 計	35,387,184	1,852,760	37,239,944

歳出

千円

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総	務 費	管 理 費	6,852,992	824,864	7,677,856
		務 住 民 基 本 台 帳 費	6,630,485	807,708	7,438,193
3. 民	生 費	生 費	78,288	17,156	95,444
		生 費	12,083,580	285,814	12,369,394
4. 衛	生 費	社 会 福 祉 社 費	5,914,351	59,855	5,974,206
		社 会 福 祉 社 費	4,586,495	225,959	4,812,454
		社 会 福 祉 社 費	2,236,552	89,291	2,325,843
		社 会 福 祉 社 費	497,191	360	497,551
6. 農	林 水 産 業 費	体 育 費	280,101	14,131	294,232
		体 育 費	6,208	74,800	81,008
		体 育 費	695,590	43,379	738,969
8. 土	木 費	林 費	695,590	43,379	738,969
		林 費	3,821,215	594,850	4,416,065
		林 費	1,874,064	480,389	2,354,453
10. 教	育 費	道 路 橋 梁 宅 費	475,942	114,461	590,403
		道 路 橋 梁 宅 費	1,777,543	14,562	1,792,105
		道 路 橋 梁 宅 費	472,933	7,471	480,404
		道 路 橋 梁 宅 費	446,266	120	446,386
		道 路 橋 梁 宅 費	287,926	70	287,996
		道 路 橋 梁 宅 費	570,418	6,901	577,319
		道 路 橋 梁 宅 費	35,387,184	1,852,760	37,239,944

第二表 繰越明許費補正

(追加)		(単位 千円)	
款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	4-9 えにわか応援商品券事業費	59,036
2 総務費	1 総務管理費	6-4 物価高騰対応定額減税一体支援事業費(こども加算分)	94,756
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	1 一般事務費	17,156
3 民生費	1 社会福祉費	6 介護サービス提供基盤等整備事業費	221,078
3 民生費	1 社会福祉費	3-1 自立支援事務費	2,672
4 衛生費	4 上水道費	1 上水道事業費	74,800
6 農林水産業費	1 農林費	4 農業振興対策事業費	5,690
8 土木費	2 道路橋梁費	3 道路附属施設補修事業費	9,800
8 土木費	2 道路橋梁費	1-1 橋梁寿命化事業費	206,123

8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	1-3 鐵 道 橫 斷 施 設 整 備 事 業 費	103,118
8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	1-4 幹 線 道 路 鋪 裝 補 修 事 業 費	161,348
8 土 木 費	5 住 宅 費	2 住 宅 長 壽 命 化 改 修 事 業 費	59,611
8 土 木 費	5 住 宅 費	5 柏 陽 団 地 解 體 事 業 費	54,850
10 教 育 費	1 教 育 總 務 費	2 兒 童 ・ 生 徒 指 導 費	3,078

第三表 債務負担行為 正

(追加) (単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和5年度柏陽地区複合施設整備事業	令和5年度～6年度	10,373
令和5年度地方道路等整備事業	令和5年度～6年度	50,000
令和5年度公園施設長寿命化改修事業	令和5年度～6年度	6,204
令和5年度街区公園再整備事業	令和5年度～6年度	550
令和5年度恵み野中央公園改修事業	令和5年度～6年度	8,987

第四表 地方債補正

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前の限度額	補正後の限度額
上水道事業出資債	4,000	78,800
道路橋梁整備事業債	389,100	598,500
市営住宅整備事業債	74,800	104,600

令和 5 年度恵庭市一般会計補正予算（第 8 号）説明書
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額		計
		補正額	計	
16. 国庫支出金	千円 6,814,961	千円 520,409	千円 7,335,370	
17. 道支金	2,975,533	43,928	3,019,461	
19. 寄附金	1,261,490	883,083	2,144,573	
20. 繰入金	3,263,253	91,340	3,354,593	
23. 市債	1,178,073	314,000	1,492,073	
歳入合計	35,387,184	1,852,760	37,239,944	

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				
				国 支 出 金	道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
2. 総務費	千円 6,852,992	千円 824,864	千円 7,677,856	千円 111,912	千円 0	千円 0	千円 711,140	千円 1,812
3. 民生費	12,083,580	285,814	12,369,394	80,770	34,814	0	125,664	44,566
4. 衛生費	2,236,552	89,291	2,325,843	0	0	74,800	14,491	0
6. 農林水産業費	695,590	43,379	738,969	0	9,114	0	34,265	0
8. 土木費	3,821,215	594,850	4,416,065	327,727	0	239,200	27,425	498
10. 教育費	1,777,543	14,562	1,792,105	0	0	0	14,467	95
歳出合計	35,387,184	1,852,760	37,239,944	520,409	43,928	314,000	927,452	46,971

2. 歳入
(款) 16 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 民生費負担金	4,260,786	80,770	4,341,556	1 児童福祉負担金	58,353	子どものための教育・保育給付費
				3 障がい者福祉負担金	22,417	自立支援給付費
計	4,260,786	80,770	4,341,556			

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 総務費補助金	165,859	17,156	183,015	1 総務費補助金	17,156	戸籍情報システム改修事業費補助金 住民記録・附票システム改修事業費補助金
4 土木費補助金	657,737	327,727	985,464	1 土木費補助金	270,497	道路改良舗装事業費 道路附属施設補修事業費
				3 公営住宅補助金	57,230	公営住宅等ストック総合改善事業費
8 物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金	856,023	94,756	950,779	1 物価高騰対応重点 支援地方創生臨時 交付金	94,756	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (推奨事業メニュー) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (給付金・定額減税 一体支援枠)
計	2,535,074	439,639	2,974,713			

(款) 17 道支出金

(項) 1 道負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 民生費負担金	1,775,548	34,814	1,810,362	1 児童福祉負担金	23,606	子どものための教育・保育給付費
				4 障がい者福祉負担金	11,208	自立支援給付費
計	1,776,233	34,814	1,811,047			

(項) 2 道補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
4 農林水産業費補助金	千円 495,191	千円 9,114	千円 504,305	千円 9,114	千円 9,114	基幹水利施設管理事業費(揚水機場)施設園芸生産基盤緊急支援事業費	千円 3,424 5,690
計	1,046,911	9,114	1,056,025				

(款) 19 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 寄附金	千円 1,261,490	千円 883,083	千円 2,144,573	千円 883,083	千円 883,083	スポーツ振興基金寄附 子育て基金寄附 子どもの読書活動を支える寄附 社会福祉事業推進基金寄附 青少年・文化振興基金寄附 まちづくり推進基金寄附 高等学校等入学準備基金寄附 農業振興基金寄附	千円 14,131 103,657 95 15,021 6,901 711,140 7,471 24,667
計	1,261,490	883,083	2,144,573				

(款) 20 繰入金

(項) 1 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 基金繰入金	千円 3,245,869	千円 91,340	千円 3,337,209	千円 46,971	千円 46,971	財政調整基金繰入金	千円 46,971
						繰入金	
						3 まちづくり推進基金繰入金	27,425
						5 子育て基金繰入金	3,493
						6 社会福祉事業推進基金繰入金	3,853
						8 農業振興基金繰入金	9,598

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	千円 3,263,253	千円 91,340	千円 3,354,593		千円	千円

(款) 23 市債
(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 衛生債	千円 37,600	千円 74,800	千円 112,400	1 衛生債	千円 74,800	千円 74,800 上水道事業出資債
4 土木債	541,900	239,200	781,100	1 土木債	239,200	3,900 89,800 42,800 72,900 29,800 道路附属施設補修事業債 橋梁長寿命化事業債 鉄道横断施設整備事業債 幹線道路舗装補修事業債 市営住宅改修事業債
計	1,178,073	314,000	1,492,073			

3. 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説 明	
				国 道 支 出 金 千円	特 定 財 源 千円	地 方 債 千円	財 源		区 分		金 額 千円
							所 属 の 財 源 千円	其 他 の 財 源 千円			
15 まちづくり推進基金	1,202,609	711,140	1,913,749				711,140	24 積立金	711,140	1. まちづくり推進基金積立金 積立金 (711,140) 711,140	
17 諸費	1,841,783	96,568	1,938,351	94,756				10 需用費	360	1. 過年度過誤納還付金 償還金利息及び割引料 (1,812) 1,812	
								11 役員費	680	1-4. 過年度過誤納還付金(福祉課) 償還金利息及び割引料 (1,812) 1,812	
								12 委託料	10,725	6. 物価高騰対応重点支援事業費 需用費 (94,756) 360	
								13 使用料及び借賃料	491	消耗品費 300 修繕料 60 60	
								18 負担金補助及び交付金	82,500	役務費 680	
								22 償還金利息及び割引料	1,812	通信運搬費 250 広告料 325 手数料 105 委託料 10,725	
										使用料及び借賃料 491 負担金補助及び交付金 82,500	
										6-4. 物価高騰対応定額減税一体支援事業費 (94,756) (94,756)	
										(こども加算分) 需用費 360	
										消耗品費 300	
										修繕料 60	
										役務費 680	
										通信運搬費 250	
										広告料 325	
										手数料 105	
										委託料 10,725	
										システム構築委託	

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節 区分	金額 千円	説 明
				補正財源						
				特 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	一 般 財 源 千円			
3障がい者福祉費									行動支援費 △242 同行支援費 1,198 療養介護費 △19 生活介護費 △10,251 短期入所費 3,059 施設入所支援費 2,273 共同生活援助費 16,951 宿泊型自立訓練費 △2,232 自立訓練費(機能訓練) 279 自立訓練費(生活訓練) △535 就労移行支援費 △20,448 就労継続支援費A型 △715 就労継続支援費B型 46,564 計画相談支援費 8,913 地域移行支援費 △419 地域定着支援費 △419 高額障害福祉サービス費 △14 高額障害福祉サービス(基準該当)費 △92 自立生活援助費 △278 就労定着支援費 △249	
計	2,812,707	59,855	2,872,562	33,625		15,021	11,209			

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節 区分	金額 千円	説明
				一般財源						
				特定財源	地方債	その他	一般財源			
国道支出金 千円	国 道	寄附金 千円	繰入金 千円	18 負担金補助 及び交付金	24 積立金					
4 子育て支援 推進費	3,219,075	225,959	3,445,034	81,959		110,643	33,357	122,302	1 1. 子ども・子育て支援給付事業費 負担金補助及び交付金 115,316	
		58,353			103,657			103,657	1 1-1. 子どものための教育・保育給付事業費 (115,316)	
		23,606			6,986				負担金補助及び交付金 施設型給付事業負担金 108,199 広域入所負担金 7,117	
計	3,219,075	225,959	3,445,034	81,959		110,643	33,357		1 2. 特別支援・特別保育事業費 負担金補助及び交付金 6,986 特別支援児童保育補助金(2号) 6,986 1 5. 子育て基金積立金 (103,657) 103,657	

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節 区分	金額 千円	説明
				一般財源						
				特定財源	地方債	その他	一般財源			
国道支出金 千円	国 道	繰入金 千円	18 負担金補助 及び交付金							
1 保健衛生 総務費	139,086	360	139,446			360		360	1 5. 骨髓バンクドナー支援事業費 負担金補助及び交付金 360 骨髓バンクドナー助成金 360	
計	139,086	360	139,446			360				

(項) 2 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源		区分	金額	
				国 道	支 出 金	地 方 債	そ の 他			
1 運 ス ポ ー ツ 振 興 費	千円 69,149	千円 14,131	千円 83,280	千円	千円	千円	千円	24積 立 金	千円 14,131	6. スポーツ振興基金積立金 積立金 (14,131) 14,131
計	69,149	14,131	83,280			14,131	14,131			

(項) 4 上水道費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源		区分	金額	
				国 道	支 出 金	地 方 債	そ の 他			
1 上 水 道 費	千円 6,208	千円 74,800	千円 81,008	千円	千円	千円	千円	23投 資 及 び 出 資 金	千円 74,800	1. 上水道事業費 投資及び出資金 水道事業出資金 (74,800) 74,800 74,800
計	6,208	74,800	81,008							

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農林費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源		区分	金額	
				国 道	支 出 金	地 方 債	そ の 他			
3 農 業 振 興 費	千円 436,894	千円 37,907	千円 474,801	千円	千円	千円	千円	18負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	千円 13,240	4. 農業振興対策事業費 負担金補助及び交付金 外国人技能実習生受入サポート事業補助金 スマート農業推進事業費 施設園芸生産基盤緊急支援事業補助金 肥料高騰対策支援事業補助金 (13,240) 13,240 500 1,800 5,690 5,250
4 畜 産 費	千円 23,114	千円 2,048	千円 25,162	千円	千円	千円	千円	24積 立 金	千円 24,667	7. 農業振興基金積立金 積立金 (24,667) 24,667
計	436,894	37,907	474,801	5,690	32,217	24,667	7,550	18負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	2,048	1. 畜産振興事業費 負担金補助及び交付金 (2,048) 2,048

5 土地改良費	210,534	3,424	213,958						10 需用費	8	飼料高騰対策支援事業補助金	2,048
		3,424	道						18 負担金補助及び交付金	3,416	8. 国営造成施設(揚水機場)管理事業費 需用費 光熱水費	(3,424) 8
計	670,542	43,379	713,921				34,265		及び交付金		負担金補助及び交付金 省エネルギー一化推進事業交付金	3,416

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国	道	地方債その他					
1 道路橋梁維持費	千円 1,097,444	千円 9,800	千円 1,107,244	千円 5,880	千円 3,900	千円 20	千円 20	14 工事請負費	9,800	3. 道路附属施設補修事業費 工事請負費	(9,800) 9,800
2 道路橋梁新設改良費	764,120	470,589	1,234,709	264,617	205,500	472	472	1 報酬	588	1. 道路改良舗装補助事業費 報酬	(470,589) 588
								2 給料	1,100	給料	1,100
								4 共済費	399	共済費	399
								8 旅費	8	旅費	8
								10 需用費	716	費用弁償 需用費	716
								11 役務費	54	消耗品費 燃料費 役務費	530 186 54
								13 使用料及び借料	1,828	自動車損害保険料 使用料及び借料	54 1,828
								14 工事請負費	465,696	工事請負費	465,696
								22 償還金利子及び割引料	200	償還金利子及び割引料	200
								1-1 橋梁長寿命化事業費	294	1-1. 橋梁長寿命化事業費 報酬	(206,123) 294
								22 償還金利子及び割引料	575	給料	575
								22 償還金利子及び割引料	190	共済費	190
								22 償還金利子及び割引料	4	旅費	4

(款) 8 土木費 (項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		明
				特 定 財 源	一般財源			区 分	金 額 千円	
					国道 支出 金 千円	地方 債 千円	その 他 千円			
2 道路橋梁 新設改良費										費用弁償 4 需用費 363 消耗品費 280 燃料費 83 役務費 19 自動車損害保険料 19 使用料及び賃借料 747 工事請負費 203,731 償還金利子及び割引料 200
										1-3. 鉄道横断施設整備事業費 (103,118) 報酬 294 給料 525 共済費 209 旅費 4 費用弁償 4 需用費 353 消耗品費 250 燃料費 103 役務費 35 自動車損害保険料 35 使用料及び賃借料 1,081 工事請負費 100,617
計	1,861,564	480,389	2,341,953	270,497	209,400		492			1-4. 幹線道路舗装補修事業費 (161,348) 工事請負費 161,348

(項) 5 住宅費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳						節 区	金額 千円	説明
				特定財源			一般財源					
				国道 千円	支 出 金 千円	地 方 債 千円	所 の 他 千円	所 の 他 千円	一 般 財 源 千円			
1 住宅管理費	422,241	114,461	536,702	57,230	29,800	29,800	27,425	6	114,461	2. 住宅長寿命化改修事業費 工事請負費 5. 柏陽団地解体事業費 工事請負費		
計	422,241	114,461	536,702	57,230	29,800	29,800	27,425	6				

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳						節 区	金額 千円	説明
				特定財源			一般財源					
				国道 千円	支 出 金 千円	地 方 債 千円	所 の 他 千円	所 の 他 千円	一 般 財 源 千円			
1 教育委員会費	113,659	7,471	121,130				7,471		24	積立金	7,471	8. 高等学校等入学準備金基金積立金 積立金
計	113,659	7,471	121,130				7,471					

(項) 2 小学校費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳						節 区	金額 千円	説明
				特定財源			一般財源					
				国道 千円	支 出 金 千円	地 方 債 千円	所 の 他 千円	所 の 他 千円	一 般 財 源 千円			
1 学校管理費	195,506	120	195,626				60		10	需用費 消耗品費	120	2. 学校図書館費 需用費 消耗品費
計	195,506	120	195,626				60		60			

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				補正額の財源内訳				区分	金額		
				特出金	地方債	その他	一般財源				
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
1 学校管理費	110,532	70	110,602			35	35	10 需用費	70	2. 学校図書館費 需用費 消耗品費	(70) 70 70
計	110,532	70	110,602			35	35				

(項) 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				補正額の財源内訳				区分	金額		
				特出金	地方債	その他	一般財源				
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
2 青少年女性等 教育費	28,504	6,901	35,405			6,901		24 積立金	6,901	8. 青少年・文化振興基金積立金 積立金	(6,901) 6,901
計	28,504	6,901	35,405			6,901					

説明資料

(一般会計)

(千円)

款	項	目	経	費	名	補正額	補正額の財源			内	記	説	明
							国庫支出金	道支出金	地方債				
2	総務	15	1	まちづくり推進基金費	1	711,140		711,140				えにわ・花子さん愛情寄附積立 18,525件 ふるさと納税事業経費積立 33,298件	
2	総務	17	1-4	まちづくり推進基金費	1	1,812				1,812		令和4年度生活保護費国庫負担金の返還金	
2	総務	17	6-4	諸費	1	94,756						住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯のうち18歳以下の子どもがいる世帯に対する給付金の支給	
2	総務	1	1	戸籍住民基本台帳費	1	17,156						戸籍及び住民票への氏名の振り仮名記載並びに戸籍への旧氏記載にかかるシステム改修	
3	民生	1	9	社会福祉総務費	1	15,021						えにわ・花子さん愛情寄附積立 1,256件	
3	民生	3	4-1	障がい者福祉費	1	44,834	22,417			11,208		自立支援給付費のうち障がい者給付費の増額	
3	民生	4	11-1	子育て支援推進費	1	115,316	58,353			33,357		公定価格の引き上げに伴う教育・保育給付費の増額	
3	民生	4	12	子育て支援推進費	1	6,986				6,986		特別支援児童保育補助金の増額	
3	民生	4	15	子育て支援推進費	1	103,657				103,657		えにわ・花子さん愛情寄附積立 9,026件	
4	衛生	1	15	保健衛生総務費	1	360				360		骨髄バンクドナー助成金の増額	
4	衛生	2	6	運動スポーツ振興費	1	14,131				14,131		えにわ・花子さん愛情寄附積立 1,139件	
4	衛生	4	1	水道費	1	74,800			74,800			緊急貯水槽整備工事の実施による水道事業出資金の増額	
6	農林水産業費	3	4	農業振興費	1	13,240	5,690			7,550		外国人技能実習生受入サポート事業拡大による補助金の増額 スマート農業推進事業の対象者増による増額 国の事業促進による施設園芸生産基盤緊急支援事業の実施 肥料高騰対策支援事業の実施	
6	農林水産業費	3	7	農業振興費	1	24,667				24,667		えにわ・花子さん愛情寄附積立 2,079件	

款	項	目	経	名	補正額	補正額の財源内訳			説	明
						国庫支出金	道支出金	地方債		
6	1	4	1	1	2,048		2,048			飼料高騰対策支援事業の実施
6	1	5	8	8	3,424			3,424		揚水機場省エネルギー推進に係る交付金
8	2	1	3	3	9,800	5,880		3,900	20	国庫補助の追加採択による事業促進
8	2	2	1-1	1-1	206,123	116,010		89,800	31.3	国庫補助の追加採択による事業促進
8	2	2	1-3	1-3	103,118	60,300		42,800	18	国庫補助の追加採択による事業促進
8	2	2	1-4	1-4	161,348	88,307		72,900	14.1	国庫補助の追加採択による事業促進
8	5	1	2	2	59,611	29,805		29,800	6	国庫補助の追加採択による事業促進
8	5	1	5	5	54,850	27,425			27,425	国庫補助の追加採択による事業促進
10	1	1	8	8	7,471				7,471	えにわ・花子さん愛情寄附積立 660件
10	2	1	2	2	120				60	子どもの読書活動を支える寄附制度による小学校図書 購入 3件
10	3	1	2	2	70				35	子どもの読書活動を支える寄附制度による中学校図書 購入 2件
10	4	2	8	8	6,901				6,901	えにわ・花子さん愛情寄附積立 620件
合 計					1,852,760	520,409	43,928	314,000	46,971	一般財源の内訳 財政調整基金繰入金 46,971

議案第15号

令和5年度恵庭市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度恵庭市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入および支出の補正）

第2条 令和5年度恵庭市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額459,531千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額38,622千円、過年度分損益勘定留保資金420,909千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額459,545千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額56,757千円、過年度分損益勘定留保資金402,788千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	230,730千円	199,471千円	430,201千円
第1項 企業債	224,000千円	74,800千円	298,800千円
第2項 補助金	2,730千円	49,871千円	52,601千円
第3項 出資金	4,000千円	74,800千円	78,800千円
支 出			
第1款 資本的支出	690,261千円	199,485千円	889,746千円
第1項 建設改良費	528,558千円	199,485千円	728,043千円

（債務負担行為の補正）

第3条 予算第5条債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限度額
令和5年度水道施設整備事業	令和5年度～令和6年度	118,464 千円

(企業債の補正)

第4条 予算第6条中限度額を「224,000千円」から「298,800千円」に改める。

令和6年2月15日提出

恵庭市長 原 田 裕

令和5年度 恵庭市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

資本的収入及び支出
収入

款	項	目	予定額	備	考
1. 資本的収入			430,201		
	1. 企業債		298,800		
		1. 企業債	298,800	緊急貯水槽事業前倒しに伴う費用	
	2. 補助金		52,601		
		1. 国庫補助金	49,871	緊急貯水槽事業前倒しに伴う費用	
	3. 出資金		78,800		
		1. 出資金	78,800	緊急貯水槽事業前倒しに伴う費用	

(単位：千円)

(消費税込み)

支出

款	項	目	予定額	備	考
1. 資本的支出			889,746		
	1. 建設改良費		728,043		
		1. 水道施設整備費	596,179	緊急貯水槽事業前倒しに伴う費用	

(単位：千円)

(消費税込み)

予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

(1) 業務活動によるキャッシュ・フロー		
当年度純利益(△は損失)	77,386	△ 671,467
減価償却費	418,666	52,601
修繕引当金の増減額(△は減少)	0	△ 618,866
特別修繕引当金の増減額(△は減少)	20,000	
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 235	
賞与・法定福利費引当金の増減額(△は減少)	148	
長期前受金戻入額	△ 56,495	
受取利息及び配当金	△ 9	
支払利息	19,628	298,800
固定資産除却損	22,430	78,800
未収金の増減額(△は増加)	△ 1,310	△ 159,703
未払金の増減額(△は減少)	34,343	
未払費用の増減額(△は減少)	△ 30	
たな卸資産の増減額(△は増加)	500	
預り金の増減額(△は減少)	0	
その他資産負債の増減額	181	
小計	535,203	
利息及び配当金の受取額	9	114,615
利息の支払額	△ 19,628	930,066
業務活動によるキャッシュ・フロー	515,584	1,044,681
		(消費税抜き)
(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出		△ 671,467
国庫補助金等による収入		52,601
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 618,866
(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー		
建設改良企業債による収入	298,800	
一般会計からの出資金による収入	78,800	
建設改良企業債の償還による支出	△ 159,703	
財務活動によるキャッシュ・フロー	217,897	
資金増減額	114,615	
資金期首残高	930,066	
資金期末残高	1,044,681	

令和5年度 恵庭市水道事業会計 予定損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

1	営業収益		
	(1) 給水事業収益	1,356,040	
	(2) 受託の他営業収益	44,417	
	(3) その他営業収益	62,465	1,462,922
2	営業費用		
	(1) 受水及び工事費	679,522	
	(2) 配水係償減費	110,000	
	(3) 受託係償減費	6,180	
	(4) 総価産業利益	171,410	
	(5) 減価産業利益	418,666	
	(6) 資産業利益	22,930	1,408,708
	営業外収益		54,214
3	営業外収益及び配当金	9	
	(1) 受取利息及び配当金	9	
	(2) 他会計負担金	2,208	
	(3) 長期前受金戻入	56,495	
	(4) 雑収	3,233	61,945
4	営業外費用		
	(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	19,628	
	(2) 雑支出	18,145	37,773
	経常利益		24,172
5	特別損失		78,386
	(1) 過年度損益修正損	1,000	△ 1,000
	当年度純利益	77,386	
	前年度繰越利益剰余金	239,341	
	その他未処分利益剰余金変動額	0	
	当年度未処分利益剰余金	316,727	316,727

(消費税抜き)

		負債の部	(単位：千円)
3	固定負債		
(1)	イ. 建設改良費等の財源に充てるための企業債	1,831,778	1,831,778
(2)	エ. 修繕特別当引金	63,911	
	ロ. 引当金	83,980	
	固定負債	<u>147,891</u>	1,979,669
4	流動負債		
(1)	イ. 建設改良費等の財源に充てるための企業債	122,744	122,744
(2)	エ. 未払費用	122,964	122,964
(3)	エ. 未払引当金	976	976
(4)	イ. 賞与引当金	8,692	
	ロ. 引当金	1,713	
(5)	流動負債	<u>169,402</u>	426,491
5	繰上り受取利益		
(1)	イ. 前期受取利益	1,545,811	
	ロ. 前期受取利益	103,401	
	繰上り受取利益	<u>1,071,163</u>	
(2)	繰上り受取利益	2,720,375	
(3)	繰上り受取利益	52,601	
繰上り受取利益		<u>△ 1,585,853</u>	1,187,123
		<u>3,593,283</u>	3,593,283

(消費税抜き)

令和5年度 恵庭市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画明細書
資本的収入及び支出
収入

(資本的収入)

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1.	資本的収入		230,730	199,471	430,201			
	1.	企業債	224,000	74,800	298,800			
		1. 企業債	224,000	74,800	298,800	1. 建設改良等企業債	74,800	緊急貯水槽事業前倒しに伴う増額
	2.	補助金	2,730	49,871	52,601			
		1. 国庫補助金	0	49,871	49,871	1. 国庫補助金	49,871	緊急貯水槽事業前倒しに伴う増額
	3.	出資金	4,000	74,800	78,800			
		1. 一般会計出資金	4,000	74,800	78,800	1. 一般会計出資金	74,800	緊急貯水槽事業前倒しに伴う増額

(消費税込み)

(資本的支出)

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1.	資本的支出		690,261	199,485	889,746			
	1.	建設改良費	528,558	199,485	728,043			
		1. 水道施設整備費	396,694	199,485	596,179	29. 配水管工事請負費	199,485	緊急貯水槽事業前倒しに伴う増額

(消費税込み)

債務負担行為に関する調書

(単位:千円・年度)

事 項	限 度 額	令和4年度未までの 支出(見込)額		令和5年度以降の 支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	損益勘定 留保資金
令和5年度水道施設整備事業	118,464			令和5年度～令和6年度	118,464	30,200	88,264

議案第16号

令和5年度恵庭市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度恵庭市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 令和5年度恵庭市下水道事業会計予算第5条債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限度額
令和5年度公共下水道整備事業（ゼロ市債）	令和5年度～令和6年度	53,000千円

令和6年2月15日提出

恵庭市長 原 田 裕

債務負担行為に関する調書

(千円・年度)

事 項	限 度 額	令和4年度未までの 支出(見込)額		令和5年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	国庫補助金	損益勘定 留保資金	
令和5年度公共下水道整備事業(ゼロ市債)	53,000			令和5年度～令和6年度	53,000	53,000	0	0	0